

第2回静岡市水道料金等懇話会会議録

日 時	平成19年7月17日（火）午前10時00分～午前11時40分
場 所	静岡市役所清水庁舎3階 313会議室
出席委員 （五十音順）	青山委員、磯部委員、糸賀委員、岩崎委員、内野委員、神田委員、岸本委員、久保田委員、櫻田委員、佐藤（京）委員、佐藤（伸）委員、鈴木委員、仲澤委員、藤井委員、森委員
事務局	水道部長、水道総務課長、営業課長、水道建設課長、水道維持課長、参与兼水道施設課長、参与兼水質管理課長、簡易水道課長、外11名

- 1 水道部長あいさつ
- 2 会長あいさつ
- 3 議事

(1) 第1回静岡市水道料金等懇話会質問及び回答について（事務局説明）

・意見、質疑応答

○未収金の徴収業務委託は、1社が行っているのか。（糸賀委員）

→委託業者は1社で同委託は旧静岡市で平成13年度から実施し、清水地区でも平成16年度から開始した。

○未収金の回収方法を具体的に説明してほしい。（藤井委員）

→未納者に督促状を送付し、それでも支払いがされなければ、受託業者が電話や訪問により個別対応する。

さらに指定した期日までに納付がされない場合には、停水予告通知を送付したうえで、給水を停止する。

○平成16年度から平成17年度にかけて未収金が増加している理由は何か。（藤井委員）

→前回説明した平成16年度の数字は旧静岡市分だけであり、平成17年度分は旧清水市分が含まれたことによりその差が出ている。

○未収金の地区別金額の構成割合は、旧静岡地区が73.37パーセントとなっている。

人口比率に比べて高いのはなぜか。（藤井委員）

→都市部の方が高い率で未収になる傾向が全国的にみられる。

○未収金の地区別金額の構成割合は分かりましたが、未収率（収入未済額の割合）は別にあると思いますが、これについては、後日ご質問ご意見がある場合は直接事務局へ問い合わせて下さい。（会長）

○平成18年度の未収金額はどれくらいか。（糸賀委員）

→後日報告する。

※未収金についての事だけに時間を費やすと他の議論ができなくなる。未収金については

個別に事務局へ問い合わせることとしてほしい。(会長)

(2) 水道事業財政計画(案)について(事務局説明)

○財政計画策定の趣旨

今回の水道料金一元化に際し、経営の健全化・効率化による経営基盤を強化し、「静岡市水道事業基本構想・基本計画」及び「旧蒲原町水道事業建設計画」に基づく諸事業を推進するための財政計画を策定。

○経営基盤強化への取組

a 定員管理計画による適正な職員配置

年間9,750万円の削減

b 民間委託の導入

谷津浄水場の運転業務他4業務

年間5,400万円の削減

c 企業債の低利なものに借換

3千万円の支払利息削減(18年度実績)

d 建設コストの縮減

2億1千万円の削減(18年度実績)

e 電力料金の節約

400万円の削減(18年度実績)

f 顧客サービスの向上

コンビニエンスストアでの料金収納開始

上下水道お客様サービスセンター開設

○建設計画の基本方針

a 静岡市の水道事業は、平成15年4月の旧静岡市と旧清水市の合併、平成18年3月の旧蒲原町編入により、3地区の事業を統合し、一企業会計として運営する。

b 経営規模の拡大する一方、効率的な運営に心がけ、健全な経営を図ることにより、財政基盤を強化し、大規模な施設整備や水の相互運用事業などを計画する。

c 地震などの災害や渇水時への備えなどを含め、水道水をより安定的に給水するため、効率的な水運用を図るとともに、施設の拡充に努める。

d 漏水等の原因となる経年管は、計画的に布設替を進めるとともに、老朽化した施設・設備の更新事業を実施する。

○地区別の主要建設事業

a 静岡地区・・・・・・財政計画期間中、主に6事業、約111億円の施設整事業を計画。

給水人口1人あたり約25,000円の整備費。

①門屋浄水場緩速ろ過施設改修工事(平成20年度~22年度)

②鎌田配水場建設工事(平成19年度~24年度)

③静岡駅北配水池建設工事(平成20年度~23年度)

④送配水管布設工事(平成20年度~23年度)

⑤経年配水管布設替工事(平成20年度~23年度)

⑥取水場他施設改良事業(平成20年度~23年度)

b 清水地区・・・・・・財政計画期間中、主に6事業、約84億円の施設整事業を計画。

給水人口1人あたり約36,000円の整備費。

①布沢地区整備事業(平成20年度~23年度)

②水の相互運用北部ルート事業(平成19年度~26年度)

③承元寺~谷津導水管更新工事(平成17年度~23年度)

④送配水管布設工事(平成20年度~23年度)

⑤経年配水管布設替工事（平成20年度～23年度）

⑥取水場他施設改良事業（平成20年度～23年度）

c 蒲原地区・・・財政計画期間中、主に5事業、約9億円の施設整事業を計画。
給水人口1人あたり約72,000円の整備費。

①蒲原第3浄水場改良工事（平成20年度～23年度）

②蒲原第1浄水場改良工事平成（21年度～23年度）

③蒲原第1配水池改良工事（平成22年度～23年度）

④送配水管布設工事（平成20年度～23年度）

⑤経年配水管布設替工事（平成20年度～23年度）

○財政計画（料金算定期間平成20年度から23年度）

a 収益的収支

①収入 水道料金は、料金算定期間の平成20年度以降は、対平成19年度3.2%減の100億5,100万円を見込。

②支出 人件費は、人員削減により20年度800万円の減、21年度は、3,200万円の減を見込（昇給率を含めず）
委託料の主なものは、浄水場の運転管理業務、料金徴収業務、検針業務等で、平成20年度以降の増額は、水道メーター一元化経費、新設の門屋浄水場急速ろ過施設や藁科中継ポンプ場等の設備の保守点検等経費の追加による。

③収支差引

各年度の利益で、平成20年度に1億220万円、平成23年度に621万円を見込。

b 資本的収支

①収入 建設改良事業費に応じた企業債と補助金並びに工事負担金で各年度の事業費に応じて見込。

②支出 建設改良費と企業債の償還金

③資本的収支の不足額

平成20年度は、約44億円で、平成23年度は、約56億円

④補てん財源の残高

平成18年度末は、410億円、平成23年度末は、414億円。

(3) 水道料金の概要について（事務局説明）

○料金一元化の方針

方針1 料金算定方法は、法令・通達に基づき、利用者にとって算定経費が明確で合理的な料金水準を定めることができる総括原価方式を継続して採用。

方針2 料金算定期間は「水道料金算定要領」の基準範囲内の4年（平成20年度～平成23年度）としたい。

方針3 料金体系は、受益と負担の関係をより明確にし、使用者が得られるサービスに必要な原価に基づいて料金を徴収するという考えから、口径別料金体系を採用。

方針4 低廉な生活用水を維持するため、逓増型料金体系の継続。

方針5 使用者の節水努力が報われるとともに、使用者の使用水量に見合った負担を実現することが可能となるよう基本水量制は採用せず、基本料金の低減を図る。

(4) 新料金体系（素案）について（事務局説明）

○改定率

全体平均改定率	△3.20%
・静岡地区	△7.67%
・清水地区	4.08%
家事用	16.62%
業務用	△15.34%
日本平用	△24.99%
船舶用	△30.53%
・蒲原地区	18.65%

○新基本料金・新従量料金（素案）

a 基本料金（税込）

メーターの口径	新料金
13mm	399.00 円
20mm	399.00 円
25mm	651.00 円
40mm	2,005.50 円
50mm	2,971.50 円
75mm	7,413.00 円
100mm	12,621.00 円
150mm	27,604.50 円

b 従量料金（税込）

区分	新料金
10 m ³ までの分	63.00 円
10 m ³ を超え 20 m ³ までの分	112.35 円
20 m ³ を超え 50 m ³ までの分	149.10 円
50 m ³ を超え 100 m ³ までの分	173.25 円
100 m ³ を超え 500 m ³ までの分	192.15 円
500 m ³ を超える分	204.75 円

○新料金での負担（代表例）

a 1月に30m³使用する一般家庭（口径20mm）

(a) 静岡地区

新料金（円）	旧料金（円）	増減額（円）	年間増減額（円）	改定率（％）
3,643	3,916	△273	△3,276	△6.97

(b) 清水地区（家事用）

新料金（円）	旧料金（円）	増減額（円）	年間増減額（円）	改定率（％）
3,643	3,202	441	5,292	13.77

(c) 蒲原地区（一般用）

新料金（円）	旧料金（円）	増減額（円）	年間増減額（円）	改定率（％）
3,643	3,150	493	5,916	15.65

b 1月に300m³使用する企業（口径40mm）

(a) 静岡地区

新料金（円）	旧料金（円）	増減額（円）	年間増減額（円）	改定率（％）
55,324	59,577	△4,253	△51,036	△7.14

(b) 清水地区（業務用）

新料金（円）	旧料金（円）	増減額（円）	年間増減額（円）	改定率（％）
55,324	63,073	△7,749	△92,988	△12.29

(c) 清水地区（日本平用）

新料金（円）	旧料金（円）	増減額（円）	年間増減額（円）	改定率（％）
55,324	63,430	△8,106	△97,272	△12.78

(d) 清水地区（船舶用）

新料金（円）	旧料金（円）	増減額（円）	年間増減額（円）	改定率（％）
55,324	91,350	△36,026	△432,312	△39.44

(e) 蒲原地区（一般用）

新料金（円）	旧料金（円）	増減額（円）	年間増減額（円）	改定率（％）
55,324	42,840	12,484	149,808	29.14

(5) 審査・検査手数料（改定案）について（事務局説明）

○審査手数料（改定案）

口径25mm以下が2,400円、30mmから40mmが3,500円、50mm以上が7,500円

○検査手数料（改定案）

口径25mm以下が3,000円、30mmから40mmが4,200円、50mm以上が9,100円

- ・事務局から一括説明
- ・意見、質疑応答

※内容が多いので、次回改めて検討することとする。

今回は、「(3) 水道料金の概要について」の、特に五つの方針について確認したい。

(会長)

○支払利息の範囲は。(糸賀委員)

→企業債の償還についての利息。

○(料金算定をする際の)有収率をどの程度見込んでいるのか。(岸本委員)

→平成18年度と同様、86.2パーセントで見込んでいる。

○基本料金を需要家費と同様の14.59パーセントにしてある。

他団体と比べて低い率にしているのはなぜか。(会長)

→企業努力によって総額で3.2パーセントの引き下げを実施することにより、清水地区と蒲原地区の方には引き上げ幅を抑制し、葵区と駿河区の方には引き下げ額を大きくするため、基本料金を低く設定した。

○水道管の口径は13ミリと20ミリが多いようだが、比率はどれくらいか。(糸賀委員)

→後日資料を作成して配布する。

○清水地区では合併してから全て値上げとなっている。今回水道料金も値上げとなると合併の効果が感じられない。(櫻田委員)

→既に清水区へは水道料金の一元化に先立って、静岡地区から3,000 m³/日の送水を行う南部ルートを約11億円かけて建設し、さらに今回の財政計画では、約35億円で7,000 m³/日の北部ルートの建設を予定しているところであり、合併のメリットを享受していただけるものと考えている。

○報道を見ると、料金体系などが全て決まっているような印象を受けた。一般市民にわかるようにPRしてほしい。(糸賀委員)

→市が料金を決定するならこの懇話会は不要。市が提示された案について意見を出し、それが新料金体系にフィードバックされることになる。(会長)

→マスコミにもみなさんと同じ資料を配布しており、それによりどの様に報道されるかは、表現の自由があると考えます。

○基本料金を下げるといいますが、蒲原地区では高い料金になってしまう場合が出てくるのではないか。(会長)

→清水地区と蒲原地区は、他都市に比較して安い料金となっており、資料に記載した様に他の地域に比べ建設事業の実施によるメリットは大きなものであり、理解いただけるものと考えている。

○資料については事前に配布してほしい。(森委員)

→今回は素案の提示をするため慎重な取扱いをした。今後は極力事前に送付したい。

※次回は、基本的な五つの方針を確認し、それに基づく新料金体系の妥当性を検討していただく。(会長)

会議録確認

会長署名 鈴木 学

委員署名 岩崎 籙四郎